

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です!

県内一斉ノー残業デー

令和元年 11月13日(水)



チャレンジふくおか「働き方改革推進協議会」では、
県内の企業・団体に「一斉ノー残業デー」の取組を呼びかけています

チャレンジふくおか「働き方改革推進協議会」

福岡県経営者協会、福岡県商工会議所連合会、福岡県商工会連合会、福岡県中小企業団体中央会、
日本労働組合総連合会福岡県連合会、福岡銀行協会、福岡県社会保険労務士会、福岡県中小企業診断士協会、
日本産業カウンセラー協会九州支部、福岡県、経済産業省九州経済産業局、厚生労働省福岡労働局（順不同）

ノー残業デーを設定することにより、“定時で仕事を終わらせよう”との意識が働き、
計画的・効率的に仕事を進めることで、生産性の向上も図られます!!

2019年4月から「働き方改革関連法」が順次施行!!

働き方改革に関するご相談は、**福岡働き方改革推進支援センター**をご利用ください!
社会保険労務士等の専門家が、事業所を5回まで訪問し、**無料**で課題解決のための改善提案を行います!

福岡働き方改革推進支援センター（厚生労働省福岡労働局委託事業）
〒810-0001 福岡市中央区天神 1-10-13 天神 MMT ビル7階
(株)東京リーガルマインド (LEC) 福岡本校内
☎0800-888-1699 受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日を除く)

★ご相談の一例★

- 時間外労働の上限規制について
- 年5日の年次有給休暇の確実な取得について
- 正社員とパート・有期・派遣社員との不合理な待遇差の禁止について
- 働き方改革関連法全般について
- 人材確保に資する技術的な相談
- 賃金規定の整備・賃金引上げに向けた環境整備
- 助成金制度について